

海老名都市計画地区計画の決定（海老名市決定）

都市計画海老名大谷市場地区地区計画をつぎのように決定する。

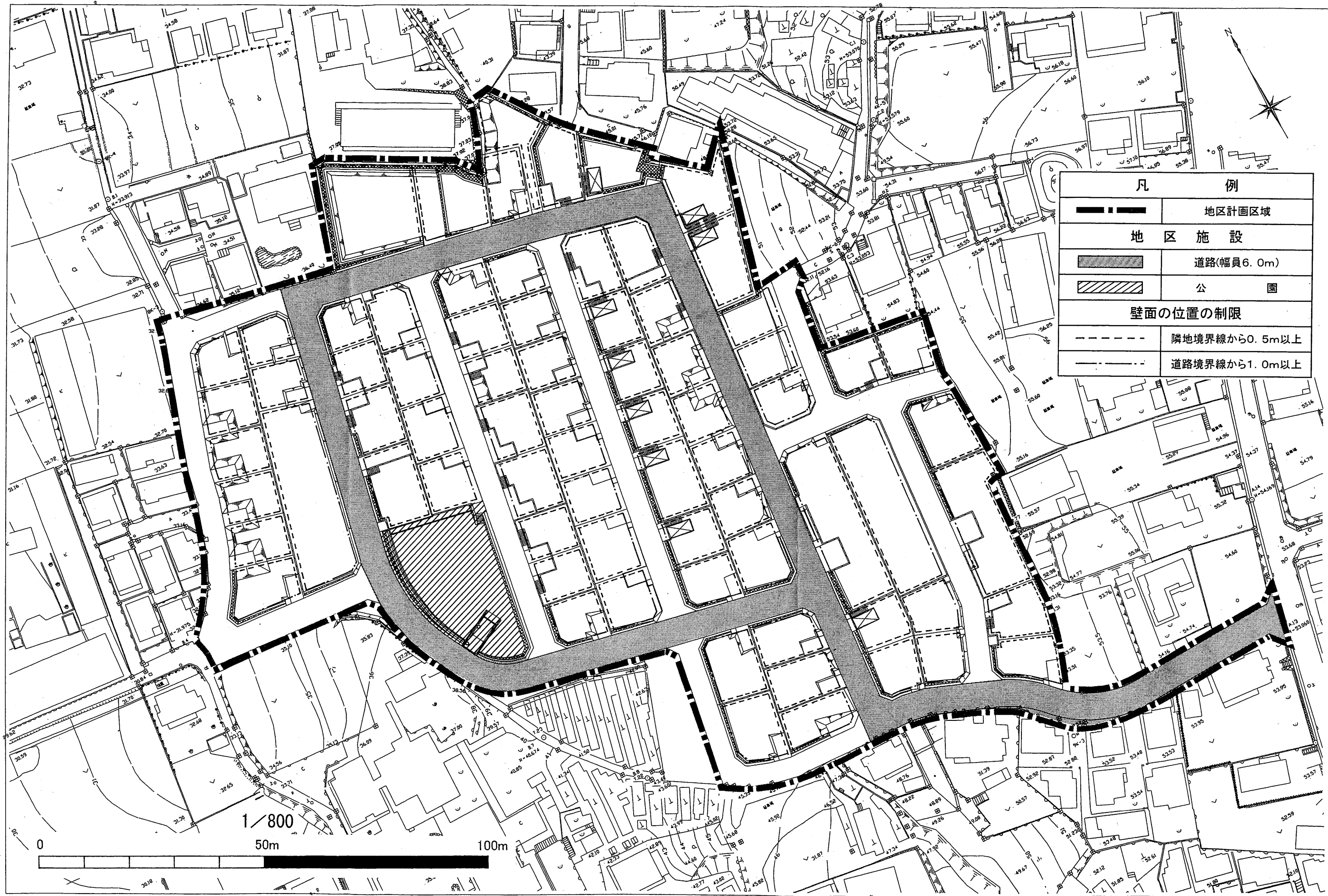
名称		大谷市場地区地区計画	
位置		海老名市大谷字市場地内	
面積		約1.9ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、海老名市中心部にあつて、海老名駅から南東へ約1.2kmに位置し、土地区画整理事業の施行により、道路、公園等の公共施設整備が行われる区域である。したがつて、市の都市づくりの目標である「ゆとりと活力に満ち、環境と共生するまち」を実現すべく、土地利用、地区施設及び建築物に関する方針を定め、良好な住宅地の形成を図ることを目標とする。	
	土地利用の方針	本地区は良好な居住環境を有する、安全で快適な新市街地として、生産緑地の集約化を図りつつ、戸建て住宅を主体とする低層住宅等の立地を図る地区とする。	
	地区施設の整備の方針	地区施設は区画道路及び公園を適正に配置し、整備する。	
	建築物等の整備の方針	ゆとりある住宅地としての市街地空間を形成し、良好な居住環境の維持、保全を図るため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限について定める。	
	緑化の方針	緑豊かな潤いのある街並みを形成するために、敷地内の積極的な緑化を図る。	
地区施設の配置及び規模	道路	幅員 6.0m	延長 約480m
	公園	1箇所	約640㎡
建築物等の制限に関する事項	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる用途以外の建築物は、建築してはならない。  (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する建築基準法施行令第130条の3に規定する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの (5) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (6) 診療所 (7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な用途に供する建築物 (8) 店舗、飲食店その他これらに類する建築基準法施行令第130条の5の3に規定する用途に供するもの (9) 前各号に附属する自動車庫、物置その他これらに類する用途に供するもの(畜舎を除く)	
	建築物の敷地面積の最低限度	120㎡	






地区整備計画	建築物等の制限に関する事項	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.0m以上とし、隣地境界線までの距離は0.5m以上とする。 ただし、次の各号の一に該当する建築物及び建築物の部分はこの限りではない。  (1) 自動車庫 (2) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下であるもの (3) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内であるもの
		建築物の高さの最高限度	建築物の高さは、15mを超えてはならない
		建築物等の形態又は意匠の制限	1. 建築物の屋根、外壁及び屋外広告物の意匠は、周辺環境に配慮したものとする。 2. 傾斜地又は擁壁面に張り出した形態の架台その他これに類するものを設置してはならない。
		かき又はさくの構造等の制限	道路に面するかき又はさくは、生垣又は透視可能なフェンス等とする。但し、フェンス等の基礎の高さは0.6mを限度とする。

「区域及び地区施設の配置は計画図図示のとおり」

理由

当地区は、住宅団地の形成を図るため、土地区画整理事業による基盤整備を行っているが、地区計画の策定により区画整理後の建築物等の適切な誘導を進め、良好な居住環境を創出するため、本案のとおり決定するものである。



凡 例	
	地区計画区域
地区施設	
	道路(幅員6.0m)
	公園
壁面の位置の制限	
	隣地境界線から0.5m以上
	道路境界線から1.0m以上

1/800

50m

100m